

議案第 37 号

平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計予算

平成 21 年度生駒市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,613,609 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 21 年 3 月 25 日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		86,131
	1 負担金	86,131
2 使用料及び手数料		635,735
	1 使用料	635,264
	2 手数料	471
3 国庫支出金		213,500
	1 国庫補助金	213,500
4 繰入金		817,781
	1 一般会計繰入金	817,781
5 諸収入		18,662
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	18,661
6 市債		841,800
	1 市債	841,800
歳 入 合 計		2,613,609

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 下水道費		2, 0 2 9, 7 2 6
	1 下水道費	2, 0 2 9, 7 2 6
2 公債費		5 8 2, 1 8 0
	1 公債費	5 8 2, 1 8 0
3 予備費		1, 7 0 3
	1 予備費	1, 7 0 3
歳 出 合 計		2, 6 1 3, 6 0 9

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで。	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額
竜田川浄化センター 施設整備事業	平成21年度から 平成22年度まで	327,000千円

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 790,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合に よる据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。
流域下水道事業	51,000	〃	〃	〃
計	841,800			